



平成 19 年 5 月 18 日

各 位

上 場 会 社 名 五 洋 建 設 株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役社長 村 重 芳 雄
コ ー ド 番 号 1 8 9 3
上 場 取 引 所 東 証 ・ 大 証 ・ 名 証 各 一 部
問 い 合 わ せ 先 経 営 企 画 部 長 清 水 琢 三
(TEL. 03-3817-7545)

株式併合および単元株式数の変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 5 月 18 日に開催の取締役会において、平成 19 年 6 月 28 日開催予定の第 57 期定時株主総会に株式併合に関する議案を付議することを決議いたしました。また、同株主総会において、株式併合に関する議案が承認可決されることを前提として、単元株式数を引き下げる定款変更議案を付議することを決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 株式併合について

(1) 株式併合の目的

当社は、平成 19 年 5 月 18 日開催の取締役会において、当社の株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）の導入を決議いたしました。この買収防衛策については、平成 19 年 6 月 28 日開催予定の第 57 期定時株主総会において、株主の皆様のご意思を確認するため議案としてお諮りする予定ですが、当社株式に対する大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合の対抗措置の一つとして、新株予約権の無償割当が考えられます。しかしながら、当社の発行済株式総数は 491,527,820 株（平成 19 年 5 月 18 日現在）と、発行可能株式総数 599,135,000 株に対して新株予約権発行の余地がないことから、買収防衛策を実効あるものとするため、株式併合を実施いたします。

(2) 株式併合の方法

当社株式の発行済株式について、2 株を合わせて 1 株といたします。ただし、株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には一括して売却し、端数が生じた株主に対して、その売却代金を端数の割合に応じて分配いたします。

併合する株式の総数は効力発生日の前日に確定いたしますが、ご参考までに平成 19 年 5 月 18 日現在の当社株式の状況を前提といたしますと次のとおりです。

①平成 19 年 5 月 18 日現在の発行済株式総数	491,527,820 株
②併合する株式数	491,527,820 株
③併合による減少株式数	245,763,910 株
④併合後の発行済株式総数	245,763,910 株

(3) 株式併合の日程（予定）

平成 19 年 6 月 28 日(木)	当社第 57 期定時株主総会（株式併合に関する決議）
平成 19 年 6 月 29 日(金)	株券提出公告
平成 19 年 7 月 2 日(月)	} 株券提出期間
平成 19 年 8 月 7 日(火)	
平成 19 年 8 月 1 日(水)	株式売買手続停止措置（～平成 19 年 8 月 6 日(月)）
平成 19 年 8 月 7 日(火)	株式併合効力発生日
平成 19 年 10 月 4 日(木)	新株券交付開始日

(4) 株式併合の条件

平成 19 年 6 月 28 日開催予定の第 57 期定時株主総会において本議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 単元株式数の変更について

(1) 変更の理由

株式併合に伴い株主の皆様の権利や株式市場における投資の利便性・流動性にできるだけ影響を及ぼすことのないよう、株式併合の効力発生と同時に、当社の単元株式数を変更いたします。

(2) 変更の内容

当社の単元株式数を 1,000 株から 500 株に変更いたします。これに伴い株式併合の効力発生日をもって当社上場証券取引所における当社株式の売買単位も 1,000 株から 500 株に変更されることになります。

(3) 変更予定日

平成 19 年 8 月 7 日

(4) 変更の条件

平成 19 年 6 月 28 日開催予定の第 57 期定時株主総会において株式併合ならびに単元株式数変更の議案が承認可決されることを条件といたします。

(ご参考とお願い)

株式併合により当社の資産や資本の変更はございませんので、株式数は 2 分の 1 に減少しますが、当社株式 1 株当たりの価値は 2 倍に増加するため、理論的には、各株主様の保有する株式の資産価値に変更はございません。また、当社株式の単元株式数も 2 分の 1 に変更いたしますので、各株主様の議決権の個数に変更はございません。

株主・投資家の皆様におかれまして、売買停止期間（4 営業日）が発生いたしますが、株式併合の趣旨を十分にご理解の上、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

以 上